

令和 7 年

市議会 6 月定例会議案

(追加分)

知立市

令和7年市議会6月定例会議案（追加分）

所 管	番 号	案 件
環 境	報告第 9号	専決処分の報告について（人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解）

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

（専決第2号）

（専決処分書別紙）

令和7年6月25日提出

知立市長 石川 智子

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

人身事故に関する損害賠償の額の決定及び和解

- 1 損害賠償の額 金30,850円
- 2 事故の概要
 - (1) 発生日時 令和7年5月10日 午後3時40分頃
 - (2) 発生場所 知立市山屋敷町見社1番地 知立市不燃物処理場内
 - (3) 経 過 派遣契約により派遣された職員が、オープンレンジを処分するためにコードを切ろうとしたところ、刃先が相手方の右第4指に当たり負傷させたもの。
- 3 相手方の損害の程度 右第4指の創傷による治療費13,650円及び慰謝料17,200円の合計30,850円
- 4 過失割合 知立市100パーセント 相手方0パーセント
- 5 和解の内容
 - (1) 市は、相手方の損害額の全額を支払う。
 - (2) 市及び相手方は、和解日以後は、本件に関し、裁判上又は裁判外において、一切の異議の申立て又は請求をしないこととする。

令和7年6月12日

知立市長 石 川 智 子

